

●会則の例

(子育てサークル名)の会則

(名 称)

第1条 本サークルは、 と称する。

(会 員)

第2条 本サークルの会員は、池田市に在住する住民であり、就学前の児童を養育する者又はその他子育て支援に関する活動を行う者によって組織する。

(目 的)

第3条 育児に関する情報交換会や行事など自主的に活動を行い、また地域の親子にも参加を呼びかけ、育児の支え合いや児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本サークルは、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 子育てに関するイベントの実施
- (○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(役 員)

第5条 サークルに次の役員を置く。

- (1) 代 表… ○名
- (○) ○ ○… ○名
- (○) ○ ○… ○名

2 前項の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は○年とする。(但し、再任を妨げない)。

(総 会)

第7条 総会は、毎年1回、定期に開催する。

2 総会は、会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の3/4をもって、これを決する。

(総会の審議)

第8条 総会は、代表が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 活動計画、活動報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(○) ○○○○○○○○○○

(○) ○○○○○○○○○○

(経費)

第9条 本サークルの経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第10条 会費は、○○○円とする。但し、会費以外に臨時徴取することができる。

(活動年度及び会計年度)

第11条 サークルの活動年度及び会計年度は、毎年○○月○○日に始まり、翌年○○月○○日に終わる。

(会計報告)

第12条 収支予算書及び収支決算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(その他)

第13条 本サークルは、営利を目的とした活動をしなない。

第14条 本サークルは、特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は宗教のための活動をしなない。

附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。